

陳 情 文 書 表

受理番号	250	受理年月日	令和3年6月21日
件名	辺野古新基地建設の中止と普天間基地移転の公正かつ民主的な解決の要請		
要旨	<p>1 不合理に区分された本土の民意と沖縄の民意 2019年2月、沖縄県による辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。 日米安保条約に基づき米軍への基地の提供が必要であるとしても、それは本土、日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的、構造的に過剰な負担が強いられて続ける沖縄の声を無視して新基地建設を強行することは、沖縄に対する差別である。</p> <p>2 憲法第41条、第92条及び第95条違反 2015年4月8日の参議院予算委員会で安倍前首相は、辺野古問題は国政の重要事項に当たると答弁し、2016年9月16日の福岡高裁那覇支部判決では、辺野古新基地建設が自治権の制限を伴うことを認めている。このことから、閣議決定のみで強行されている辺野古米軍基地建設は、憲法第41条、第92条及び第95条に反する。</p> <p>3 SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反 普天間基地の返還はSACOにおいて日米間で決定した。1996年12月のSACO最終報告において、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされたが、これは、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとのSACO設置時の基本理念に違反している。</p> <p>4 民主主義の二つの原則に反する。 民主主義は多数決の原理と少数者の権利の保障という二つの原則からなる。国政選挙において日米安保条約の破棄等を明確に争点として掲げ、多数の信任を得ることを求めずに、沖縄に要らないものは全国のどこにも要らないとかたくなに主張することは、公共の課題である安全保障政策について多数決を尊重せず、結果的に本土の理解が得られないから辺野古が唯一という政府の理由を補完することとなり、民主主義の二つの原則に反する。</p> <p>5 法の下での平等及び差別の禁止違反、幸福追求権、平和的生存権の侵害 沖縄の人たちは幸福追求権などの基本的権利から遠く、平和的生存権さえ脅かされ続けていることは歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件、事故などからも明らかである。 普天間飛行場の代替施設として同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行していることは、法の下での平等及び差別の禁止に反し、沖縄の人達の幸福追求権や平和的生存権を侵害している。</p> <p>6 求められているのは、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決 日本国民及び全国の地方自治体は、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決を国に求める責任がある。 また、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。 ついては、以下のことを求める意見書を、国、衆議院及び参議院に提出することを願う。</p> <p>1 沖縄での県民投票で示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。殊に沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。</p> <p>2 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か、当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任を持って行う法整備等の仕組みの中で解決すること。</p> <p>3 その中で、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国全ての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的な手続により決定すること。</p>		
陳情者			
回付委員会	総務消防委員会		